

(証券コード 2002)

平成25年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目25番地

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之

## 第 169 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第169回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら平成25年6月25日（火曜日）午後7時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

### 〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

### 〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成25年6月26日（水曜日）午前10時                        |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田美土代町7番地<br>住友不動産神田ビル（ベルサール神田）2階ホール |

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第169期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第169期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件
- 第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

### 4. 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます。
- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nisshin.com>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当社グループ関連の業界におきましては、少子高齢化の進展や、電力コストの増大、厳しい雇用情勢やデフレ環境の影響による消費低迷など、厳しい事業環境が継続しております。また、食の安全・安心に対する社会的関心は更に高まっております。

このような環境において、当社は持株会社として長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針に、コア事業と成長事業へ重点的に資源の配分を行い、グループ経営を展開しております。また、消費者の皆様の視点に立った品質保証体制の一層の強化・充実に図り、さらには内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、環境保護、社会貢献活動等の社会的責任を果たしながら自己革新を進め、株主・顧客・取引先・社員・社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねてまいりました。

当期につきましては、海外景気の減速を背景とした先行き不透明感や長引くデフレ環境により個人消費の低迷が長期化する中、一部には震災復興需要及び政権交代後の政策効果等により景気回復がみられましたが、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものとなりました。このような中、当社は昨年4月より長期的な成長を実現するため、トップライン（売上高）の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」をスタートし、各事業において積極的な取組みを進めております。

昨年3月に買収した米国のMiller Milling Company, LLC及び10月に設立した新会社日清製粉プレミックス株式会社は順調に推移しており、本年2月には、Goodman Fielder社よりニュージーランド最大の製粉事業を取得し、新たに設立したChampion Flour Milling Limitedとして順調にスタートさせております。さらに、総合中食メーカーのトオカツフーズ株式会社に出資するなど成長拡大に取り組みました。

一方、将来のコスト競争力強化策として、製粉工場の集約に取り組んでおり、昨年5月に九州において福岡新工場の建設に着工し、12月に中部において知多工場に新ラインを増設することを決定いたしました。

なお、輸入小麦の政府売渡価格が、昨年4月に5銘柄平均で15%引き下げられ、10月に同3%引き上げられたことを受け、製品価格改定を実施いたしました。

この結果、当期の業績は、売上高はMiller Milling Company, LLCの連結効果や中食・惣菜、冷凍食品の出荷伸長、医薬品原薬の新規出荷等により4,555億66百万円（前期比103.1%）と増収となりました。利益面では、食品事業において拡販費用を増加したことなどから、営業利益は217億40百万円（前期比94.1%）、経常利益は247億42百万円（前期比94.7%）、当期純利益は136億88百万円（前期比102.7%）となりました。

## ② 当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはコア事業である製粉事業、加工食品事業の更なる販売促進活動の強化、付加価値製品の出荷伸長、生産性向上に努めてまいりました。また、すべての領域にわたる更なるコスト削減や、調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組むとともに、将来のコスト競争力強化のための製粉工場集約にも取り組みました。

海外においては、ニュージーランドで新規事業を開始したほか、既存事業の生産能力を増強するなど、海外事業拡大のための施策を積極的に推進いたしました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った次世代製品の継続的な開発を行うとともに、新市場の開拓に注力いたしました。

また、高品質で安全な製品をお届けするため、品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。

当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

## 製粉事業

製粉事業につきましては、国内の小麦粉消費が伸び悩む市場環境にありましたが、「価値営業」を推進し、お客様との関係強化に注力した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に5銘柄平均で15%引き下げられ、10月に同3%引き上げられたことを受け、それぞれ昨年7月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施いたしました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取り組みを推進いたしました。また、将来を睨んだコスト競争力強化策として、製粉工場の集約に取り組んでおり、昨年5月に九州において福岡新工場の建設に着工し、12月に中部において知多工場に新ラインを増設することを決定いたしました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年3月に買収した米国のMiller Milling Company, LLCの連結効果とタイの日清S T C製粉株式会社の周辺諸国への輸出等の拡販施策により、出荷は前年を上回りました。また、更なる事業拡大に向け本年2月にオーストラリア及びニュージーランドの大手食品企業Goodman Fielder社のニュージーランドにおける製粉事業部門を取得し、新

会社Champion Flour Milling Limitedを立ち上げました。さらに本年1月には日清S T C製粉株式会社にて約20%、2月にはMiller Milling Company, LLCにて約30%の生産能力の増強を実施いたしました。

この結果、製粉事業の売上高は1,791億27百万円（前期比104.1%）、営業利益は85億4百万円（前期比106.3%）となりました。

## 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、生活者の個食化、簡便化のニーズに対応した家庭用新製品の投入、及びT V C Mの放映や消費者キャンペーンを実施するなど積極的な販売促進活動を展開した結果、家庭用常温製品の出荷は前年を下回ったものの、冷凍食品の大幅な出荷伸長等により、売上げは前年を上回りました。また、今後、大きな成長が期待されている業務用プレミックス事業において、昨年10月に新会社日清製粉プレミックス株式会社を設立し、国内外においてスピード感をもって事業拡大を推進する体制に移行いたしました。中食・惣菜事業につきましては、出荷拡大に向けた取組みを推進し、売上げは前年を上回りました。また、昨年12月には一層の事業拡大を目指し、総合中食メーカーであるトオカツフーズ株式会社への出資を実施いたしました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、イーストの出荷が前年並みとなり、売上げは前年並みとなりました。バイオ事業は、受託飼料、受託試験等が低迷し前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬「E P A - E」の新規出荷に加え、自社通販ルートの新設等により消費者向け製品の販売も好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,328億67百万円（前期比102.3%）、営業利益は104億11百万円（前期比87.7%）となりました。

## そ の 他 事 業

ペットフード事業につきましては、市場ニーズに応じた新製品を発売するなど積極的な販売促進施策を実施しましたが、市場全体の伸び悩みや店頭価格の下落等引き続き市場環境は厳しく、売上げは前年を下回りました。なお、本年2月に「国産」療法食「J P スタイルダイエテイクス」ブランドを立ち上げ、ペット用療法食分野に新規参入いたしました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングのほか、受託加工、機器販売も好調に推移し、売上げは前年を大きく上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材は前年を下回

りましたが、自動車部品関連等の化成品が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は435億70百万円（前期比102.9%）、営業利益は29億15百万円（前期比88.2%）となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、製粉、加工食品をコア事業として基盤を更に強化し、中食・惣菜、酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の成長分野の事業を積極的に伸ばしていきます。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、日本の社会全体に長期間にわたり影響を及ぼしており、本年も電力不足問題や電気料金の値上げへの対応が必要になります。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）等の国際貿易交渉の進展によっては、現行の麦制度が大きく変わる事態も予想されます。さらには、平成26年4月に予定されている消費増税への対応が必要になります。そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業において安全な製品を供給するという使命を果たしてまいります。

### ① 各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、「価値営業」を推進し、更なるシェアアップを実現してまいります。また、将来のコスト競争力強化策として、国内製粉工場の生産性向上に取り組み、福岡新工場の新設と筑後、鳥栖両工場の閉鎖（平成26年予定）、知多工場のライン増設と名古屋工場の一部ライン停止（平成27年予定）等の生産集約を進めてまいります。

加工食品事業におきましては、当社の独自技術を活用した新製品の積極的な投入やトオカツフーズ株式会社とのシナジー創出等による中食・惣菜事業の拡大、新会社日清製粉プレミックス株式会社による国内外でのミックス事業の拡大を図ってまいります。酵母・バイオ事業におきましては、「酵母」を事業の原点として人々の生命と健康を支える新たな製品・技術開発に努めてまいります。健康食品事業におきましては、医薬品原薬の生産体制の整備を進めるとともに、消費者向け製品等の拡販を図ってまいります。

また、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス事業等その他事業につきましては、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

### ② 国際化戦略

当社グループは海外事業の拡大を最優先戦略の一つと位置付け、今後も積極的な国際化戦略を推進してまいります。

製粉事業におきましては、M&Aにより取得した米国のMiller Milling Company, LLC、及びニュージーランドのChampion Flour Milling LimitedにおいてPMI（Post Merger Integration：M&A後の統合プロセス）を推進するとともに、生産能力を増強したMiller Milling Company, LLC、タイの

日清S T C製粉株式会社等での出荷拡大を図ってまいります。食品、酵母・バイオ、メッシュクロス事業におきましても現地拠点の活用等により、海外事業の更なる拡大を推進してまいります。

また、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネス等の領域で、新規国際ビジネスの開拓を、自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って積極的に推進してまいります。

### ③ 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループは新製品開発とともに、新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った次世代新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面においては、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定する等、研究成果の実用化、事業化推進のため、効率化、スピード化を図っていきます。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。

### ④ 麦政策の改革に向けた取組み

政府が交渉参加を表明したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）等の国際貿易交渉の決着内容によっては、当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことが予想されます。

一方、国内の麦政策におきましても、輸入小麦の相場連動制が導入されて以降、国際小麦相場等の変動に伴い輸入小麦の政府売渡価格が改定され、当社グループはこれらを受け製品価格の改定を実施しております。今後想定される制度変更等の情勢を見極めて、スピードを上げてグローバル競争に耐え得る強固な企業体質構築に努力を重ねてまいります。

### ⑤ 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般において企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底や、品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

品質保証体制につきましては、消費者の皆様の意識や、社会の潮流などを的確に見極め、グループとして備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室がグループ各社と連携し、消費者の皆様の声やニーズ、消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。

地球環境の保全に関しては、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、リサ

イクルを通じた環境負荷の低減に取り組んでおり、電力問題への対応を含め、本年度以降も引き続き必要な施策を実行してまいります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体において広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

また、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、安全な製品をお届けすることは当社グループの重要な社会的使命です。震災の経験を活かし、BCPを更に実効性のあるものに改善し、災害への備えも拡充してまいります。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組んでまいります。東日本大震災被災地の復興支援の継続、昨年11月にオープンした「製粉ミュージアム」の地域観光資源や教育資産としての地域貢献、WFP（国連世界食糧計画）活動支援等も行っております。

当社はこのような企業の社会的責任への取組みを今後とも継続してその責任を果たしてまいります。

以上の課題への取組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 166 期 平成21年度	第 167 期 平成22年度	第 168 期 平成23年度	第 169 期 平成24年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	443,728	424,156	441,963	455,566
経 常 利 益 (百万円)	29,327	27,839	26,132	24,742
当期純利益 (百万円)	16,839	14,187	13,326	13,688
1株当たり当期純利益	67円77銭	57円09銭	53円63銭	55円09銭
総 資 産 (百万円)	396,317	389,418	431,956	461,851
純 資 産 (百万円)	303,226	285,249	298,798	317,436

#### (4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額（支払ベース）は174億7百万円で、前期に比べ26億52百万円増加しております。

設備投資の主要なものは、生産能力の増強投資及び日清製粉株式会社による福岡新工場建設工事であります。

#### (5) 当社グループの資金調達の状況

当期における増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

#### (6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

##### ① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(子会社)			
日清製粉株式会社	14,875	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Champion Flour Milling Limited	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日清フーズ株式会社	5,000	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.1	パスタの製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパート等の直営店舗の経営
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
日清ペットフード株式会社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック (関連会社)	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	49.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売

- (注) 1. 当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、当事業年度において、Champion Flour Milling Limitedを設立いたしました。
2. 当社の子会社である日清フーズ株式会社及び日清製粉株式会社は、当事業年度において、日清製粉プレミックス株式会社を設立いたしました。
3. 当社は、当事業年度において、トオカツフーズ株式会社の株式を取得し、持分法適用会社といたしました。
4. Miller Milling Company, LLC及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Limited、マ・マーマカロニ株式会社及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

## ② 重要な企業結合等の状況

当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、ニュージーランドにおいて製粉事業を行うため、平成24年12月にChampion Flour Milling Limitedを設立し、平成25年2月にオーストラリア及びニュージーランドの大手食品会社であるGoodman Fielder社よりニュージーランドにおける製粉事業を取得いたしました。

当社の子会社である日清フーズ株式会社及び日清製粉株式会社は、業務用プレミックス事業の拡大を図るため、平成24年10月に日清製粉プレミックス株式会社を設立いたしました。

当社は、中食・惣菜事業及び冷凍食品事業の基盤強化のため、平成24年12月にトオカツフーズ株式会社の株式を取得し、持分法適用会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

① 当社 本社（東京都千代田区）

研究所（ふじみ野市）

生産技術研究所

基礎研究所

Q E センター

② 製粉事業

日清製粉株式会社 本社（東京都千代田区）

つくば穀物科学研究所（つくば市）

札幌営業部（札幌市） 仙台営業部（仙台市） 関東営業部（東京都中央区）

東京営業部（東京都中央区） 名古屋営業部（名古屋市）

大阪営業部（大阪市） 中四国営業部（岡山市） 福岡営業部（福岡市）

函館工場（函館市） 千葉工場（千葉市） 鶴見工場（川崎市）

名古屋工場（名古屋市） 知多工場（知多市） 東灘工場（神戸市）

岡山工場（岡山市） 坂出工場（坂出市） 鳥栖工場（鳥栖市）

筑後工場（筑後市）

Miller Milling Company, LLC 本社（米国ミネソタ州）

Winchester工場（米国ヴァージニア州）

Fresno工場（米国カリフォルニア州）

Champion Flour Milling Limited 本社（ニュージーランド）

Mt. Maunganui工場（ニュージーランド）

Christchurch工場（ニュージーランド）

③ 食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)  
 開発センター(東京都中央区)  
 北海道営業部(札幌市) 東北営業部(仙台市) 関東営業部(さいたま市)  
 首都圏営業部(東京都中央区) 広域営業部(東京都千代田区)  
 中部営業部(名古屋市) 関西営業部(大阪市) 中四国営業部(広島市)  
 九州営業部(福岡市)  
 館林工場(館林市)  
 日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)  
 名古屋工場(名古屋市)  
 マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)  
 宇都宮工場(宇都宮市) 神戸工場(神戸市)  
 イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)  
 熊谷工場(熊谷市) 白岡工場(白岡市) 東大阪工場(東大阪市)  
 オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)  
 東京工場(東京都板橋区) 大阪工場(吹田市) びわ工場(長浜市)  
 日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)  
 健康科学研究所(ふじみ野市)  
 上田工場(上田市)

④ その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)  
 日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)  
 株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)  
 山梨都留工場(都留市) 静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	1,416名	+ 90名
食品事業	3,208名	+ 23名
その他事業	767名	+ 69名
全社(共通)	374名	+ 1名
合計	5,765名	+183名

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額 (平成25年3月31日現在)

主要な借入先はありません。

## 2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 251,535,448株（自己株式2,997,634株を含む）
- ③ 株主数 15,557名（前期末比591名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	16,022	6.4
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	14,040	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,760	5.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,364	4.1
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	9,943	4.0
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,982	2.8
丸 紅 株 式 会 社	5,193	2.0
住 友 商 事 株 式 会 社	5,034	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,616	1.8
農 林 中 央 金 庫	4,489	1.8

(注) 持株比率は、自己株式（2,997,634株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

### ① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	対象者	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使できる期間
第5-1回新株予約権 (平成19年8月13日発行)	42個	普通株式 42,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,197,000円	平成21年7月27日 ～平成26年7月26日
第5-2回新株予約権 (平成19年8月13日発行)	107個	普通株式 107,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,197,000円	平成21年7月27日 ～平成26年7月26日
第6-1回新株予約権 (平成20年8月19日発行)	56個	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,397,000円	平成22年8月20日 ～平成27年7月30日
第6-2回新株予約権 (平成20年8月19日発行)	148個	普通株式 148,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,397,000円	平成22年8月20日 ～平成27年7月30日
第7-1回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	79個	普通株式 79,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,131,000円	平成23年8月19日 ～平成28年8月1日
第7-2回新株予約権 (平成21年8月18日発行)	170個	普通株式 170,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,131,000円	平成23年8月19日 ～平成28年8月1日
第8-1回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	76個	普通株式 76,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,098,000円	平成24年8月19日 ～平成29年8月1日
第8-2回新株予約権 (平成22年8月18日発行)	164個	普通株式 164,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,098,000円	平成24年8月19日 ～平成29年8月1日
第9-1回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	93個	普通株式 93,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 1,025,000円	平成25年8月19日 ～平成30年8月1日
第9-2回新株予約権 (平成23年8月18日発行)	258個	普通株式 258,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 1,025,000円	平成25年8月19日 ～平成30年8月1日
第10-1回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	104個	普通株式 104,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の取締役	1個当たり 958,000円	平成26年8月17日 ～平成31年8月1日
第10-2回新株予約権 (平成24年8月16日発行)	217個	普通株式 217,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	無償	当社の執行役員及び当社の連結子会社の取締役の一部	1個当たり 958,000円	平成26年8月17日 ～平成31年8月1日

上記各新株予約権の行使条件

- 1) 権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- 2) 新株予約権者の相続人が所定の手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認める。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- 4) 取締役又は執行役員を解任された場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失する。

- ② 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権

区 分	名 称	個 数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	第5-1回新株予約権	10個	1名
	第6-1回新株予約権	22個	3名
	第7-1回新株予約権	22個	3名
	第8-1回新株予約権	24個	4名
	第9-1回新株予約権	44個	6名
	第10-1回新株予約権	84個	12名
社 外 取 締 役	第5-1回新株予約権	5個	1名
	第6-1回新株予約権	5個	1名
	第7-1回新株予約権	10個	2名
	第8-1回新株予約権	10個	2名
	第9-1回新株予約権	10個	2名
	第10-1回新株予約権	10個	2名

上記新株予約権の内容の概要は①に記載のとおりであります。

- ③ 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権  
該当する事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

当社における地位	氏名	当社における担当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	大 枝 宏 之		日清製粉株式会社取締役社長 (代表取締役)
取締役副社長	池 田 和 穂		日清フーズ株式会社取締役会長 日清製粉プレミックス株式会社取締役社長 (代表取締役)
常務取締役	丸 尾 俊 雄	技術本部長	
※常務取締役	中 川 雅 夫	経理・財務本部長	
取 締 役	原 田 隆	R&D・品質保証本部長	
取 締 役	稲 垣 泉	総務本部長	
※取 締 役	滝 澤 道 則	企画本部長	
取 締 役	白 神 俊 典		日清ファルマ株式会社取締役社長 (代表取締役)
※取 締 役	花 房 宏 昌		日清製粉株式会社常務取締役
※取 締 役	中 川 真 佐 志		オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長 (代表取締役)
※取 締 役	岩 崎 浩 一		日清フーズ株式会社取締役社長 (代表取締役)
※取 締 役	下 坂 正 夫		日清製粉株式会社取締役
取 締 役	奥 村 有 敬		
取 締 役	三 村 明 夫		新日鐵住金株式会社取締役相談役 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 株式会社産業革新機構社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役
常任監査役 (常勤)	伊 藤 健 夫		
監 査 役 (常勤)	渡 邊 誠		
監 査 役	河 和 哲 雄		弁護士 河和法律事務所所長 ヤマハ発動機株式会社社外監査役
監 査 役	伏 屋 和 彦		社団法人日本内部監査協会会長
監 査 役	伊 東 敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長 日本電気株式会社社外監査役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 株式会社三井住友銀行社外監査役

- (注) 1. 取締役 奥村有敬、三村明夫の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 河和哲雄、伏屋和彦、伊東 敏の3氏は社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役 渡邊 誠氏は、当社の財務部長等としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度における当社役員並びにその地位及び担当の異動は次のとおりであります。
- 1) 平成24年6月27日をもって、佐々木明久、南里幹久、深田晶也、左山 實の4氏は任期満了により取締役を退任いたしました。また、同日開催の第168回定時株主総会において、※印を付した取締役が新たに選任され就任いたしました。
  - 2) 平成24年6月27日をもって、池田和穂氏は取締役副社長に、中川雅夫氏は常務取締役それぞれに就任いたしました。
  - 3) 平成25年3月13日、取締役副社長（代表取締役）宮内泰高氏は死亡により取締役を退任いたしました。退任時の担当は総務本部管掌であります。
7. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。
- |               |   |
|---------------|---|
| 取締役 大 枝 宏 之 氏 | 日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）就任<br>(平成24年4月1日)   |
| 取締役 池 田 和 穂 氏 | 日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）退任<br>日清フーズ株式会社取締役会長就任<br>(平成24年6月27日)<br>日清製粉プレミックス株式会社取締役社長（代表取締役）就任<br>(平成24年10月1日) |
| 取締役 岩 崎 浩 一 氏 | 日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）就任<br>(平成24年6月27日)   |
| 取締役 三 村 明 夫 氏 | 新日本製鐵株式会社代表取締役会長辞任<br>新日鐵住金株式会社取締役相談役就任<br>(平成24年10月1日)   |

② 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役、監査役ごとの報酬等の総額

取締役19名	308百万円
監査役5名	61百万円
上記のうち社外役員5名	48百万円

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、当事業年度中に退任した取締役5名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先との間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。
2. 当事業年度における主な活動状況
  - 1) 取締役 奥村 有敬  
当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、幅広い経験を踏まえた客観的立場から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
  - 2) 取締役 三村 明夫  
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
  - 3) 監査役 河和 哲雄  
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち11回に、監査役会12回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
  - 4) 監査役 伏屋 和彦  
当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に大蔵省（現財務省）等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
  - 5) 監査役 伊東 敏  
当事業年度中に開催された取締役会13回のうち10回に、監査役会12回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。
3. 責任限定契約の内容の概要  
当社は各社外役員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額                  | 49百万円  |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 167百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として「会計に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、同条に定める事由及びこれに準ずる事由が生じ、かつ必要と認めた場合には、同法第344条の定めに従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議内容

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば業務部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、あわせて下記の体制をとることとします。

#### 記

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しており、日清製粉グループ本社及び各社社長並びに取締役は「企業行動規範」・「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 日清製粉グループ横断的なCSR（企業の社会的責任）については「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、実行に向けた施策を推進し、日清製粉グループでの啓蒙活動、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 4) 社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- 5) 監査役は、取締役の職務執行を監査し、また、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。
- 6) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、内部統制システムの整備・運用を指導・推進する。

また、内部統制部は独立組織として、日清製粉グループ本社の内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。

- 2) 「リスクマネジメント規程」に基づき、日清製粉グループ各社が認識・分析・評価した自社のリスクに対し適切なコントロールを構築しているか、リスクの漏れがないか等について、「リスクマネジメント委員会」は確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
  - 3) 「クライシスコントロール規程」に基づき、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。  
また、クライシスが発生した場合、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
  - 4) 監査役は、取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 持株会社制度のもとで、取締役は少数にとどめる。
  - 2) 取締役会への決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
  - 3) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各事業子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討実施する。
- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 日清製粉グループは日清製粉グループ本社による持株会社制度を採用しており、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する。
  - 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
  - 3) 日清製粉グループの「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を定め、周知徹底を図る。
  - 4) 連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
  - 5) 日清製粉グループ本社監査役及び各事業子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。

- 6) 設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループ本社・子会社を対象として行う。
  - 7) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導・推進する。  
また、内部統制部は独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
  - 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用及び報告を行う。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は業務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動に関しては監査役の同意を得て行う。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は取締役会の他重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
  - 2) 監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
  - 3) 取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかに監査役に報告する。
  - 4) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに監査役に報告する。
  - 5) 本部長及び子会社・関連会社社長交代の際の引継書は監査役会に提出する。
  - 6) 稟議はすべて監査役に回付する。
- ⑧ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の

高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権（下記

6) の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又は ii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。）とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を満たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等に移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
  - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
  - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ロ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- カ) 当該買収提案を当社が検討（代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。）するための期間（買収提案の受領日から60営業日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。））が確保されていること
- ク) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- ケ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。

- 6) 特定買収者（特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。）が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等（特定買収者及びその関係者をいいます。）の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日（但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。）までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主（但し、当社を除く。）に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権（特定買収者等の行使に制約が付されたもの）となります。

#### ④ 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。

- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記③ 4)ア)ないし キ)記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件（新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件）、合理性の要件（株主や投資家など関係者の理解を得るための要件）をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当におきましては、前期に引き続き1株当たり20円とさせていただきます。これによりまして期末配当を1株当たり10円とする剰余金の配当に関する議案を定時株主総会に付議させていただきます。

内部留保資金におきましては、中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」に掲げる成長、拡大に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主の皆様への利益還元も機動的に行ってまいります。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>218,468</b>	<b>流動負債</b>	<b>99,474</b>
現金及び預金	56,722	支払手形及び買掛金	56,309
受取手形及び売掛金	65,393	短期借入金	5,260
有価証券	19,433	未払法人税等	4,844
たな卸資産	61,904	未払費用	16,072
繰延税金資産	5,501	その他	16,988
その他	9,723	<b>固定負債</b>	<b>44,940</b>
貸倒引当金	△ 210	長期借入金	3,207
<b>固定資産</b>	<b>243,382</b>	繰延税金負債	14,619
<b>有形固定資産</b>	<b>120,975</b>	退職給付引当金	18,925
建物及び構築物	44,651	役員退職慰労引当金	139
機械装置及び運搬具	29,608	修繕引当金	1,559
土地	36,152	長期預り金	5,485
建設仮勘定	7,735	その他	1,003
その他	2,827	<b>負債合計</b>	<b>144,414</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>12,746</b>	(純資産の部)	
のれん	4,373	<b>株主資本</b>	<b>279,843</b>
その他	8,372	資本金	17,117
<b>投資その他の資産</b>	<b>109,660</b>	資本剰余金	9,460
投資有価証券	100,643	利益剰余金	256,453
長期貸付金	38	自己株式	△ 3,188
繰延税金資産	3,219	その他の包括利益累計額	29,209
その他	5,911	その他有価証券評価差額金	29,894
貸倒引当金	△ 152	繰延ヘッジ損益	148
<b>資産合計</b>	<b>461,851</b>	為替換算調整勘定	△ 833
		<b>新株予約権</b>	<b>232</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>8,150</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>317,436</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>461,851</b>

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		455,566
売 上 原 価		316,141
売 上 総 利 益		139,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		117,684
営 業 利 益		21,740
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	192	
受 取 配 当 金	1,629	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	598	
受 取 貸 貸 料	331	
そ の 他	539	3,291
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	138	
そ の 他	150	289
経 常 利 益		24,742
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	187	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	39	
関 係 会 社 出 資 金 売 却 益	47	
そ の 他	14	289
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	524	
減 損 損 失	1,764	
そ の 他	303	2,592
税金等調整前当期純利益		22,438
法人税、住民税及び事業税	9,331	
法人税等調整額	△ 1,301	8,030
少数株主損益調整前当期純利益		14,408
少数株主利益		719
当期純利益		13,688

## 連結株主資本等変動計算書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	17,117	9,453	247,736	△3,186	271,120
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,970		△4,970
当期純利益			13,688		13,688
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分		6		29	36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	6	8,717	△1	8,723
平成25年3月31日残高	17,117	9,460	256,453	△3,188	279,843

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
平成24年4月1日残高	22,776	170	△2,677	20,269	188	7,220	298,798
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△4,970
当期純利益							13,688
自己株式の取得							△30
自己株式の処分							36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	7,117	△22	1,844	8,939	43	930	9,914
連結会計年度中の変動額合計	7,117	△22	1,844	8,939	43	930	18,637
平成25年3月31日残高	29,894	148	△833	29,209	232	8,150	317,436

# 連結注記表

## I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社……45社

- ・ 主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company, LLC、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、日清製粉プレミックス(株)、マ・マーマカロニ(株)、イニシオフーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
- ・ 子会社のうち(株)日清経営技術センター他4社は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

#### (2) 連結の範囲の異動状況

(新規)

3社

- ・ 当連結会計年度から、日清製粉プレミックス(株)及びChampion Flour Milling Ltd.他1社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(除外)

3社

- ・ 連結子会社であった(株)オリエンタルバイオサービス関東は、平成24年4月に連結子会社のオリエンタル酵母工業(株)に吸収合併されました。また、連結子会社であったMiller Milling Company, LP及びMiller Trading Company, LLCは、平成25年1月にMiller Milling Company, LLCに吸収合併されました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用会社……10社（非連結子会社1社、関連会社9社）

- ・ 主要会社名：日清丸紅飼料(株)、トオカツフーズ(株)、日本ロジテム(株)
- ・ 持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社6社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。

#### (2) 持分法の適用範囲の異動状況

(新規)

1社

- ・ 当連結会計年度から、トオカツフーズ(株)は株式を取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

#### (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。いずれの会社も連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会社名	決算日
ロジャーズ・フーズ(株)	1月31日
タイ日清製粉(株)他17社	12月31日

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的債券…… 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ …… 時価法

###### ③ たな卸資産 …… 製品：小麦粉、ふすまについては主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他の製品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原料：主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産 …… 当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。（会計方針の変更等）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

###### ② 無形固定資産 …… 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日改正）の適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち8社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨コールオプションの買建取引）  
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

建物及び構築物（注1）	1,260百万円
機械装置及び運搬具（注1）	520百万円
投資有価証券（注2）	3,766百万円
その他（注1）	117百万円

（注1）短期借入金200百万円の担保に供しております。

（注2）関連会社の借入金10,000百万円を担保するため、物上保証に供しております。

2. 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額 有形固定資産の圧縮記帳累計額	357百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	244,383百万円
4. 保証債務 従業員（住宅ローン）の金融機関借入金に対する保証	60百万円
5. たな卸資産の内訳	
商品及び製品	24,316百万円
仕掛品	3,592百万円
原材料及び貯蔵品	33,996百万円
6. 連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、連結会計年度末日満期手形が以下の科目に含まれております。	
受取手形	339百万円
支払手形	1百万円

### Ⅲ 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
佐賀県鳥栖市	事業用資産 (製粉事業)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他
福岡県筑後市	事業用資産 (製粉事業)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

当社グループでは、製粉事業における生産性向上を図るため福岡市に新工場を建設しております。平成26年2月に予定している新工場稼働に伴い上記事業用資産による生産を終了することから、当該資産から得られる回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失1,764百万円として特別損失に計上しております。減損損失の内訳については、建物及び構築物1,064百万円、機械装置及び運搬具413百万円、その他286百万円であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値（割引率は4%）により測定しております。

### Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	251,535,448株

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	2,485百万円
② 1株当たり配当額	10円
③ 基準日	平成24年3月31日
④ 効力発生日	平成24年6月28日

平成24年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	2,485百万円
② 1株当たり配当額	10円
③ 基準日	平成24年9月30日
④ 効力発生日	平成24年12月7日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額	2,485百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	10円
④ 基準日	平成25年3月31日
⑤ 効力発生日	平成25年6月27日

## 3. 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第5－1回新株予約権（平成19年8月13日発行）	普通株式	42,000株
第5－2回新株予約権（平成19年8月13日発行）	普通株式	107,000株
第6－1回新株予約権（平成20年8月19日発行）	普通株式	56,000株
第6－2回新株予約権（平成20年8月19日発行）	普通株式	148,000株
第7－1回新株予約権（平成21年8月18日発行）	普通株式	79,000株
第7－2回新株予約権（平成21年8月18日発行）	普通株式	170,000株
第8－1回新株予約権（平成22年8月18日発行）	普通株式	76,000株
第8－2回新株予約権（平成22年8月18日発行）	普通株式	164,000株

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得及び保有することを原則としております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しております。このリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のコールオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務本部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差 額
(1) 現金及び預金	56,722	56,722	—
(2) 受取手形及び売掛金	65,393	65,393	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	91,504	91,504	—
(4) 支払手形及び買掛金	(56,309)	(56,309)	—
(5) デリバティブ取引 (*2)	221	221	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

当該先物相場の終値及び取引先金融機関等から提示された価格等を時価としております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額25,981百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## VI 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,243円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円09銭    |

## Ⅶ その他の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

- (1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容、結合後企業の名称、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式

- ① 相手企業の名称及び取得した事業の内容

Goodman Fielder New Zealand Ltd. 製粉事業（小麦粉の製造及び販売）

- ② 結合後企業の名称

Champion Flour Milling Ltd.

- ③ 企業結合を行った主な理由

今回取得したGoodman Fielder社の製粉事業部門（以下、Champion Flour Milling Ltd.）は、ニュージーランド国内シェア55%を誇る同国最大の製粉メーカーであります。北島と南島にそれぞれ1工場を保有し、ニュージーランド国内及びオーストラリアから原料小麦調達を行い、ニュージーランド全土で小麦粉、ミックス、ベーカリー関連商材等幅広く供給を手がけております。当社は、Champion Flour Milling Ltd.の事業基盤をベースに日本で培った製パン技術等二次加工技術や新規需要創出のノウハウを応用し、Champion Flour Milling Ltd.の事業を更に拡大していくことを目指します。

また、今回の取得は、新たな成長機会を捉えて新規海外事業の拡大を目指す当社グループの中期経営計画の一環であります。北米に次ぐ日本向け小麦の主産地であるオセアニアに事業展開し、同地域における原料購買に携わり、小麦関連情報の収集や小麦生産者及び穀物集荷業者との関係を強化することは、今後グローバルな市場で製粉事業の展開を目指している当社にとって、非常に有意義と考えております。

- ④ 企業結合日

平成25年2月22日

- ⑤ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

- (2) 連結計算書類に含まれている取得した事業の業績の期間

企業結合日である平成25年2月22日の貸借対照表を連結しております。

- (3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価 3,491百万円

取得に直接要した費用 263百万円

取得原価 3,755百万円

- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん

263百万円

- ② 発生原因

取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。なお、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的に算定しております。

- ③ 償却方法及び償却期間

5年間で均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	1,076百万円
固定資産	2,466百万円
資産合計	3,542百万円
流動負債	37百万円
固定負債	13百万円
負債合計	51百万円

(注) 資産及び負債の額には、上記(4) ①「のれんの金額」は含めておりません。

(6) 取得原価の配分

当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の

連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と当社の連結損益計算書における売上高の差額は約100億円であります。なお、利益につきましては、事業部門の譲受であり概算額の算定が困難であることから記載しておりません。また、当該注記は監査証明を受けておりません。

(取得価額配分の完了)

前連結会計年度におけるMiller Milling Company, LLC他2社の持分取得に関して、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第69項の定めに基づき、暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度において取得価額の配分が完了いたしました。

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	10,742百万円
取得に直接要した費用	664百万円
取得原価	11,407百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

4,238百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

(3) 取得原価の配分に関する事項

① 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳

流動資産	3,400百万円
固定資産	7,787百万円
資産合計	11,187百万円
流動負債	2,436百万円
固定負債	1,582百万円
負債合計	4,018百万円

(注) 資産及び負債の額には、上記(2) ①「のれんの金額」は含めておりません。

② 無形資産に配分された金額、種類及び償却期間

顧客関連資産 4,448百万円  
償却期間 10年間で均等償却

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,924</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,870</b>
現金及び預金	24,022	短期借入金	2
売掛金	210	リース債	171
有価証券	15,998	未払費用	181
前払費用	102	未払り	1,845
繰延税金資産	456	役員賞与引当金	4,564
未収還付法人税等	4,255	その他の	63
その他	878		42
<b>固定資産</b>	<b>232,268</b>	<b>固定負債</b>	<b>17,226</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>23,954</b>	長期借入金	21
建物	7,674	リース債	109
構築物	722	繰延税金負債	13,040
機械装置	621	退職給付引当金	3,996
車両運搬具	1	その他	59
工具器具備品	488		
土地	14,015	<b>負債合計</b>	<b>24,097</b>
リース資産	253	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	175	<b>株主資本</b>	<b>230,666</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>653</b>	資本金	17,117
借地権	395	資本剰余金	9,513
ソフトウェア	169	資本準備金	9,500
リース資産	27	その他資本剰余金	13
その他	61	<b>利益剰余金</b>	<b>207,215</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>207,660</b>	利益準備金	4,379
投資有価証券	55,576	その他利益剰余金	202,835
関係会社株	126,018	配当引当積立金	2,000
出資	317	固定資産圧縮積立金	2,110
関係会社出資金	488	別途積立金	147,770
従業員に対する長期貸付金	24	繰越利益剰余金	50,955
関係会社長期貸付金	24,610	<b>自己株式</b>	<b>△ 3,180</b>
長期前払費用	287	評価・換算差額等	23,196
その他の	362	その他有価証券評価差額金	23,196
貸倒引当金	△ 24	<b>新株予約権</b>	<b>232</b>
<b>資産合計</b>	<b>278,192</b>	<b>純資産合計</b>	<b>254,095</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>278,192</b>

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		32,418
営業費用		13,074
営業利益		19,344
営業外収益		
受取利息	395	
受取配当金	1,164	
その他	94	1,655
営業外費用		
支払利息	6	
その他	11	18
経常利益		20,981
特別利益		
固定資産売却益	42	
その他	2	44
特別損失		
固定資産除却損	45	
関係会社出資金評価損	72	
その他	19	137
税引前当期純利益		20,887
法人税、住民税及び事業税	18	
法人税等調整額	△ 111	△ 93
当期純利益		20,980

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											株主資本 合 計	
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金								自己株式
		資本 準備金	その 他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計		
						配当引当 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮特別 積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成24年4月1日残高	17,117	9,500	7	9,507	4,379	2,000	1,969	171	140,770	41,914	191,204	△3,179	214,650
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の積立							177			△177	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩							△36			36	-		-
固定資産圧縮特別積立金の積立											-		-
固定資産圧縮特別積立金の取崩								△171		171	-		-
別途積立金の積立									7,000	△7,000	-		-
剰余金の配当										△4,970	△4,970		△4,970
当期純利益										20,980	20,980		20,980
自己株式の取得											-	△30	△30
自己株式の処分			6	6							-	29	36
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	-	-	141	△171	7,000	9,040	16,010	△1	16,015
平成25年3月31日残高	17,117	9,500	13	9,513	4,379	2,000	2,110	-	147,770	50,955	207,215	△3,180	230,666

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成24年4月1日残高	18,503	18,503	188	233,342
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
固定資産圧縮特別積立金の積立				-
固定資産圧縮特別積立金の取崩				-
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△4,970
当期純利益				20,980
自己株式の取得				△30
自己株式の処分				36
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	4,692	4,692	43	4,736
事業年度中の変動額合計	4,692	4,692	43	20,752
平成25年3月31日残高	23,196	23,196	232	254,095

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

（リース資産を除く）

（会計方針の変更等）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日改正）の適用初年度開始前（平成20年3月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

### 3. 引当金の計上基準

役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付（退職一時金制度）及び既退職の年金受給者の退職給付（確定給付企業年金制度）に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 貸借対照表に関する注記

- 担保に供している資産  
関係会社株式(注) 3,897百万円  
(注) 関連会社の借入金10,000百万円を担保するため、物上保証に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 17,633百万円
- 保証債務 60百万円
- 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
短期金銭債権 907百万円  
長期金銭債権 24,610百万円  
短期金銭債務 4,213百万円

## III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	32,258百万円
営業費用	828百万円
営業取引以外の取引高	525百万円

## IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,997,346株

## V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,322百万円
繰越欠損金	678百万円
投資有価証券等	618百万円
賞与引当金	217百万円
その他	257百万円
繰延税金資産小計	3,095百万円
繰延税金負債との相殺	△2,011百万円
繰延税金資産の純額	1,083百万円
評価性引当額	△ 626百万円
繰延税金資産合計	456百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,767百万円
固定資産圧縮積立金	△ 1,165百万円
退職給付信託返還有価証券	△ 1,118百万円
繰延税金負債小計	△15,051百万円
繰延税金資産との相殺	2,011百万円
繰延税金負債の純額	△13,040百万円

## VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 当事業年度末日におけるリース物件の取得原価相当額 135百万円
- 当事業年度末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 121百万円
- 当事業年度末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 14百万円

## Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日清製粉㈱	所有 直接100.0%	商標等の使用許諾、 運転資金の貸付、事 業用地等を賃貸	商標等使用料 の受取(注1)	4,539百万円	—	—
関連会社	トオカツ フーズ㈱	所有 直接49.0%	—	担保の差入 (注2)	10,000百万円	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商標等使用料については、日清製粉㈱の売上高等に一定の料率を乗じて決定しております。なお、この取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注2) トオカツフーズ㈱の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証に供しております。なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

## Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,021円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 84円42銭    |

## Ⅸ その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 野 正 司 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之 ㊤  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 根 本 知 香 ㊤  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 8日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	星 野 正 司 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	會 田 将 之 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	根 本 知 香 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第169期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第169期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を含めた監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5 月 9 日

株式会社日清製粉グループ本社 監査役会

常任監査役（常勤）	伊藤 健夫	Ⓣ
監査役（常勤）	渡邊 誠	Ⓣ
監査役	河 和 哲雄	Ⓣ
監査役	伏屋 和彦	Ⓣ
監査役	伊 東 敏	Ⓣ

(注) 監査役河和哲雄、監査役伏屋和彦及び監査役伊東 敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	34,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,854
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,587
現金及び現金同等物に係る換算差額	823
現金及び現金同等物の増減額	6,862
現金及び現金同等物の期首残高	46,387
現金及び現金同等物の期末残高	53,249

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

会社の剰余金の配当に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として配当を継続的に行うことで、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の期末剰余金の配当につきましては下記のとおりとさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき20円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は2,485,381,020円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役14名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役14名全員が任期満了となります。  
つきましては、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
1	おお えだ ひろ し 大 枝 宏 之 (昭和32年3月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成23年4月 当社取締役社長(現在に至る) 平成24年4月 日清製粉株式会社取締役社長 (現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	35,300株
2	いけ だ かず お 池 田 和 穂 (昭和22年9月14日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長 平成21年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社専務取締役 平成24年6月 当社取締役副社長(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役会長 (現在に至る) 平成24年10月 日清製粉プレミックス株式会社 取締役社長(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役会長] [日清製粉プレミックス株式会社取締役社長(代表取締役)]	29,812株
3	なか がわ まさ お 中 川 雅 夫 (昭和28年8月17日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役 平成24年6月 当社常務取締役経理・財務本 部長兼同本部経理部長 平成25年6月 当社常務取締役経理・財務本 部長兼同本部財務部長 (現在に至る)	15,100株
4	はら だ たかし 原 田 隆 (昭和32年2月9日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見 工場長 平成22年6月 当社取締役R&D・品質保証 本部長(現在に至る)	10,000株
5	たき ざわ みち のり 滝 澤 道 則 (昭和29年3月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成23年7月 当社執行役員企画本部長 平成24年6月 当社取締役企画本部長 平成25年6月 当社取締役総務本部長 (現在に至る)	11,235株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
6	しら がみ とし のり 白 神 俊 典 (昭和25年9月29日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 日清ファルマ株式会社常務取締役 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役(現在に至る) 日清ファルマ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清ファルマ株式会社取締役社長(代表取締役)]	15,100株
7	なか がわ ま さ し 中 川 真 佐 志 (昭和30年2月19日生)	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社入社 平成15年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役バイオ事業部ライフサイエンス部長 平成17年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役バイオ事業本部長 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役食品事業本部長 平成21年6月 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役事業本部管掌 平成23年6月 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(現在に至る) 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) [オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(代表取締役)]	5,000株
8	いわ さき こう いち 岩 崎 浩 一 (昭和31年9月12日生)	昭和55年4月 当社入社 平成19年6月 日清フーズ株式会社取締役営業本部長 平成22年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 平成24年6月 当社取締役(現在に至る) 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	5,000株
9	おく むら あり よし 奥 村 有 敬 (昭和6年2月15日生)	昭和30年4月 株式会社日本興業銀行入行 昭和58年6月 同行取締役 昭和62年5月 同行常務取締役 平成元年2月 興銀投資顧問株式会社取締役社長 平成9年6月 日本軽金属株式会社取締役 平成12年7月 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 平成15年6月 当社監査役 平成18年6月 当社取締役(現在に至る)	1,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
10	みむらあきお 三村明夫 (昭和15年11月2日生)	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役販売総括部長 平成6年6月 同社取締役営業総括部長 平成7年6月 同社取締役建材営業部門長 平成9年4月 同社常務取締役建材営業部門長 平成10年4月 同社常務取締役薄板営業部門長 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成18年6月 当社監査役 平成20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 平成21年6月 当社取締役(現在に至る) 平成24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役(現在に至る) [新日鐵住金株式会社取締役相談役] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [株式会社産業革新機構社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役]	2,000株
11	おがわやすひこ 小川寧彦 (昭和27年2月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役生産本部長 平成24年6月 当社執行役員技術本部技術部長(現在に至る)	5,011株
12	もうりあきら 毛利晃 (昭和31年12月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 イニシオフーズ株式会社常務取締役経理部長 平成18年6月 イニシオフーズ株式会社常務取締役管理部長 平成22年6月 当社経理・財務本部財務部長 平成24年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 平成25年6月 当社執行役員企画本部長(現在に至る)	6,000株
13	やまだたかお 山田貴夫 (昭和35年9月27日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年6月 日清製粉株式会社営業本部第一営業部長 平成23年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長(現在に至る) 平成24年6月 当社執行役員(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役]	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
14	けん もく のぶ き 見 目 信 樹 (昭和36年2月13日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年6月 日清製粉株式会社取締役管理部長 平成20年6月 当社経理・財務本部経理部長 平成23年9月 日清製粉株式会社常務取締役管理部長 平成24年6月 当社執行役員(現在に至る) 平成24年9月 日清製粉株式会社常務取締役(現在に至る) [日清製粉株式会社常務取締役]	8,500株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

- (1) 奥村有敬、三村明夫の両氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立役員要件を満たしておりますので、両氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- (2) 奥村有敬氏につきましては、同氏の長年にわたる実業界や国際機関での経験及び日本のコーポレートガバナンスの分野での指導的な立場から適切な意見等をいただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。
- (3) 三村明夫氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。社外取締役として適任でありますので再選をお願いするものであります。
- (4) 奥村有敬氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終了の時をもって約7年です。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約10年です。
- (5) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終了の時をもって約4年です。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約7年です。
- (6) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、奥村有敬、三村明夫の両氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- (7) 三村明夫氏は、平成25年6月開催の新日鐵住金株式会社の定時株主総会終了の時をもって同社取締役相談役を退任し、同社相談役に就任する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 伊藤健夫、渡邊 誠、伏屋和彦の3氏は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 [重要な兼職の状況]	候補者の有する 当社の株式の数
1	わた なべ まこと 渡 邊 誠 (昭和24年2月23日生)	昭和47年4月 当社入社 平成10年6月 当社財務部長 平成13年7月 当社経理・財務本部財務グループ長 平成15年6月 当社総務本部総務グループ長 平成17年6月 当社執行役員総務本部総務グループ長 平成17年9月 当社執行役員総務本部内部統制準備室長 平成19年6月 当社執行役員内部統制部長 平成21年6月 当社監査役(現在に至る)	8,800株
2	ふし や かず ひこ 伏 屋 和 彦 (昭和19年1月26日生)	昭和42年4月 大蔵省入省 平成8年7月 同省理財局長 平成10年6月 同省金融企画局長 平成11年7月 国税庁長官 平成13年7月 国民生活金融公庫副総裁 平成14年7月 内閣官房副長官補 平成18年1月 会計検査院検査官 平成20年2月 会計検査院長 平成21年1月 定年退官 平成21年6月 当社監査役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長]	0株
3	まさ き やす ひこ 正 木 康 彦 (昭和31年10月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社総務本部秘書室長 平成21年6月 当社総務本部秘書役兼本部秘書室長(現在に至る)	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項

- (1) 伏屋和彦氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める独立役員要件を満たしておりますので、同氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
- (2) 伏屋和彦氏には、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任した豊富な経験と高度な専門的知識に基づき適切に監査を行っていただいております。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外監査役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約4年であります。
- (4) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、伏屋和彦氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

#### 第4号議案 取締役に対するストックオプション報酬の額及び内容決定の件

より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社の取締役に対して、年額37百万円（うち社外取締役分は3.9百万円）を限度にストックオプション報酬として新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。新株予約権に関する報酬等の額は、ブラック・ショールズモデルにより算出される各新株予約権の公正価値に取締役が割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出いたします。

なお、上記限度額は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額とは別枠となります。

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は14名（うち社外取締役2名）となります。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりであります。

##### 1. 新株予約権の数

96個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、2.(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）。

##### 2. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 96,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

###### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に1.に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
割当日後2年を経過した日から平成32年8月3日まで
- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項の規定により算出される資本金等増加限度額の2分の1（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

③ 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

④ 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転  
株式移転により設立する株式会社
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
  4. その他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

## 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対してストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的とし、当社執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 本株主総会の決議により、募集事項の決定を取締役に委任することができる新株予約権の内容及び数の上限等は、以下のとおりであります。

### (1) 新株予約権の数の上限

213個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社普通株式1,000株とする。但し、(2)①に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）。

### (2) 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 213,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で新株予約権の目的である株式の数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(1)に定める新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後 2 年を経過した日から平成32年 8 月 3 日まで

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第 1 項の規定により算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額）を資本金に計上し、その余を資本準備金に計上する。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑦ 新株予約権の行使の条件

(ア)新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）

は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

(イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

(ウ)新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(エ)新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

- (ア)合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - (イ)吸収分割  
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - (ウ)新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - (エ)株式交換  
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - (オ)株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (4) その他の事項  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル  
(ベルサール神田) 2階ホール

お問い合わせ先 電話 (03) 5282-6666 (当社大代表)



## ■交通のご案内

- 地下鉄千代田線新御茶ノ水駅・丸ノ内線淡路町駅・都営新宿線小川町駅B6出口
- 地下鉄半蔵門線大手町駅C1出口
- 地下鉄東西線竹橋駅3b出口
- 地下鉄都営三田線神保町駅A9出口
- JR神田駅北口・西口
- 地下鉄銀座線神田駅4番出口

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮下さい。